

学支第1358号
平成23年2月21日

各県立高等学校長 様

教育長 松川禮子

岐阜県立高等学校の教育課程編成に関する基準について（通達）

高等学校学習指導要領の全部を改正する告示（平成21年文部科学省告示第34号。以下「新学習指導要領」という。）に伴い、岐阜県立高等学校の教育課程編成に関する基準（以下「県基準」という。）を別添のとおり決定しました。

ついては、この県基準及び新学習指導要領に基づき、平成25年4月1日以降に第1年次に入学する生徒の教育課程について、編成、実施願います。

なお、県基準の方針及び留意事項についても十分参考の上、創意と工夫を生かして、それぞれの学校や生徒の実態に応じた適切な教育課程を編成願います。

岐 阜 県 立 高 等 学 校 の
教育課程編成に関する基準

平成 2 3 年 2 月

岐阜県教育委員会

目 次

I 岐阜県立高等学校の教育課程編成の方針	1
II 岐阜県立高等学校の教育課程編成に関する基準	2
III 教育課程編成の留意事項	5
別表	8

I 岐阜県立高等学校の教育課程編成の方針

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに高等学校学習指導要領及び県が定める岐阜県立高等学校の教育課程編成に関する基準（以下「県基準」という。）に従い、生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、学校や地域の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

なお、教育課程の編成に当たっては、今回の学習指導要領の改訂の趣旨を理解し、特に次の点に十分配慮すること。

- 1 生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めること。その際、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。
- 2 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、かけがえない命の尊さについて学び、人間としての基本的な倫理観、規範意識を体得できるよう道徳教育の充実に図り、豊かな人間性や社会性を育成すること。また、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人として必要な資質や能力を培うこと。
- 3 体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
- 4 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資すること。

Ⅱ 岐阜県立高等学校の教育課程編成に関する基準

1 週当たりの授業時数

全日制の課程における各学年の週当たりの授業時数は、30 単位時間を標準とすること。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。

また、定時制の課程における週当たりの授業時数は、学習指導要領の趣旨に照らして、各学校の実態に即し適切に定めること。

2 特別活動の履修

- (1) ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間 35 単位時間以上を配当するものとする。
- (2) 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとするができる。
- (3) 生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

3 総合的な学習の時間

- (1) 総合的な学習の時間の単位数については、卒業までに 3～6 単位を標準とし、各学校において、学校や生徒の実態に応じて、適切に配当するものとする。
ただし、特に必要がある場合には、その単位数を 2 単位とすることができる。この場合、あらかじめ教育委員会と協議すること。
- (2) 総合的な学習の時間においては、各学校は、学校や生徒、地域の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。
- (3) 各学校においては、次の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標及び内容を定めること。
 - ア 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること。
 - イ 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。

- 4 学習指導要領第 1 章第 2 款の 3 の主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数
学習指導要領第 1 章第 2 款の 3 において設置者の定めるものとされている教科・科目の標準単位数については、別表によるものとする。

- 5 学習指導要領第1章第2款の2及び3の教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」という。）並びに学習指導要領第1章第2款の2及び3以外の教科及び当該教科に関する科目（以下「学校設定教科」という。）の単位数等

学校においては、学校、生徒及び地域の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう「学校設定科目」及び「学校設定教科」を設けることができる。この場合において、「学校設定科目」及び「学校設定教科」の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標及びその水準の維持に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

また、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。

6 標準単位数の増加

学習指導要領第1章第2款の2の各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間において、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

- 7 学習指導要領第1章第3款の1の全ての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必修科目」という。）の標準単位数の一部減

必修科目の単位数は、学習指導要領第1章第2款の2に示された標準単位数を下らないものとする。

ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数が2単位である必修科目を除き、その単位数の一部を減じることができる。この場合、あらかじめ教育委員会と協議すること。

8 1単位時間の弾力化

- (1) 単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。
- (2) 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- (3) 10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。この場合、あらかじめ教育委員会と協議すること。

9 専門学科における各教科・科目の代替履修

- (1) 学習指導要領第1章第2款の3の各教科・科目及びこれらの教科に属する学校設定科目並びに

専門教育に関する学校設定教科に関する科目（以下「専門科目」という。）について、全ての生徒に履修させる単位数は 25 単位を下らないこと。専門科目以外の各教科・科目の履修単位数を、上記の単位数の中に含めようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議すること。

ただし、商業に関する学科において、外国語に属する科目の単位を 5 単位まで上記の単位数の中に含めようとするときは、この手続きを必要としない。

- (2) 必履修科目を、専門科目によって代替することにより、その単位数の一部又は全部を減ずるときは、あらかじめ教育委員会と協議すること。

10 学期区分ごとの単位認定

学校の実態に応じて、必要がある場合には、あらかじめ計画して、単位の修得の認定を学期区分ごとに行うことができる。

11 卒業までに修得させる単位数

学校においては、卒業までに修得させる単位数を定めるものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74 単位以上とする。

12 実務等による教科・科目の代替

定時制及び通信制の課程において、生徒の従事する職業の実務等をもって、職業に関する各教科・科目の履修の一部に替えるときは、あらかじめ、その方法及び内容等について、教育委員会と協議すること。

13 高等学校卒業程度認定試験合格科目の取扱い

全日制、定時制及び通信制の課程において、高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修について、高等学校における科目の履修とみなし単位を与える場合は、あらかじめ、その方法及び内容等について、教育委員会と協議すること。

Ⅲ 教育課程編成の留意事項

1 特別活動の履修

(1) ホームルーム活動の授業時数

県基準2の(1)において、「原則として、年間35単位時間以上を配当するものとする。」としたのは、ホームルーム活動が人間としての在り方生き方に関する教育の指導の重要な場であることを踏まえ、その充実を図るため、必要に応じて年間35単位時間を超えて授業時数を配当し積極的に取り組むことを期待したものである。

なお、ホームルーム活動の授業時数は、各教科・科目と同様に授業時間割の中に配当すること。

(2) 定時制課程におけるホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動の授業の一部を減ずることができる場合、並びにホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる場合は、生徒の勤務の実態、交通事情など特別な事情があるときに限るものとする。

2 総合的な学習の時間

(1) 各学校においては、県基準3の(3)に示した目標を踏まえ、学校や地域の特色、生徒の特性等に応じ、例えば、次のような学習活動などを行うものとする。

ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動

イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動

ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動

(2) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。

(3) 総合的な学習の時間の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。

イ 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

ウ グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

エ 総合学科においては、総合的な学習の時間の学習活動として、原則として上記(1)のイに示す活動を含むこと。

オ 計画立案に当たっては、学年間の系統性をもたせるとともに、地域社会、関係諸機関及び中学校との積極的な連携を図り、特色ある学校づくりに努めること。

- (4) 職業教育を主とする専門学科においては、総合的な学習の時間の履修により、農業、工業、商業、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。

また、課題研究等の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

- (5) 総合的な学習の時間の単位数について、2単位とすることができるのは、各学校の教育課程の中で各教科及び当該教科に属する科目（学校設定科目及び学校設定教科を含む。）において知識・技能の活用を図る学習活動や探究的な学習活動等の充実が十分に図られている場合など、総合的な学習の時間を標準単位数で実施したときと同様にその目標が達成できると見込まれる場合に限って認められるものであることに留意すること。
- (6) 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

3 各学科に共通する各教科・科目の標準単位数の増加

各教科・科目において標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当する場合は、生徒の実態に即して十分教育効果があがることを見通し、また、教育課程全体に不均衡が生じないように配慮しながら、適切に行うこと。

各教科・科目に増加単位を充当して行うのが適当と思われる例としては、次のような場合が考えられる。

- ア 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合
- イ 理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合
- ウ 特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合

4 必修科目の標準単位数の一部減

必修科目は、課程や学科のいかんを問わず、全ての生徒に共通に履修させるものであり、その標準単位数は、国民的な教養として最低限必要な単位数を定めたものであることから、必修科目の標準単位数を下らないこと。

なお、県基準7に示した「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数が2単位である必修科目を除き、その単位数の一部を減じることができる。」における「特

に必要がある場合」としては、次のような場合が考えられる。

- ア 個々の生徒について個性の伸長を図る場合
- イ 多様な選択履修を可能とする必要がある場合

5 専門科目の標準単位数

専門科目の単位数については、別表に掲げた単位数を標準とし、下限を下回らないこと。

6 「学校設定科目」及び「学校設定教科」の開設

各学校が、「学校設定科目」又は「学校設定教科」を開設する場合には、開設希望年度の前年度2月末日までに、教科・科目名、単位数、目標及び内容の概要等について教育委員会に届け出ること。

7 道徳教育の全体計画

学習指導要領第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成し、前年度2月末日までに教育委員会に届け出ること。

(付記)

県基準に示す3, 7, 8, 9, 10, 12 及び 13 における「あらかじめ」とは、当分の間、「原則として、実施年度の前年12月末日までに」とする。

また、「協議すること」とは、「当該学校長は、協議する内容の関係資料に基づき、教育委員会と協議すること」とする。

別表 主として専門学科で開設される各教科・科目の標準単位数

教科	科目	標準単位数	教科	科目	標準単位数
農業	農業と環境	2～6	工業	プログラミング技術	2～6
	課題研究	3～6		ハードウェア技術	2～8
	総合実習	6～18		ソフトウェア技術	2～6
	農業情報処理	2～6		コンピュータシステム技術	2～8
	作物	2～8		建築構造	2～6
	野菜	2～8		建築計画	2～8
	果樹	2～8		建築構造設計	2～8
	草花	2～8		建築施工	2～5
	畜産	2～12		建築法規	2～4
	農業経営	2～6		設備計画	2～8
	農業機械	2～6		空気調和設備	2～8
	食品製造	2～10		衛生・防災設備	2～8
	食品化学	2～8		測量	2～6
	微生物利用	2～6		土木基礎力学	4～8
	植物バイオテクノロジー	2～8		土木構造設計	2～4
	動物バイオテクノロジー	2～6		土木施工	3～7
	農業経済	2～6		社会基盤工学	2～4
	食品流通	2～6		工業化学	2～10
	森林科学	2～8		化学工学	2～6
	森林経営	2～8		地球環境化学	2～6
	林産物利用	2～8		材料製造技術	2～6
	農業土木設計	2～8		工業材料	2～6
	農業土木施工	2～6		材料加工	2～6
	水循環	2～6		セラミック化学	2～4
	造園計画	2～10		セラミック技術	2～4
	造園技術	2～6		セラミック工業	2～6
	環境緑化材料	2～6		繊維製品	2～4
	測量	2～8		繊維・染色技術	2～5
	生物活用	2～6		染織デザイン	2～4
	グリーンライフ	2～6		インテリア計画	2～6
工業	工業技術基礎	2～4		インテリア装備	2～6
	課題研究	2～6		インテリアエレメント生産	4～6
	実習	4～25		デザイン技術	4～6
	製図	2～10		デザイン材料	2～4
	工業数理基礎	2～4		デザイン史	2～4
	情報技術基礎	2～4	商業	ビジネス基礎	2～4
	材料技術基礎	2～4		課題研究	2～4
	生産システム技術	2～6		総合実践	2～4
	工業技術英語	2～6		ビジネス実務	2～6
	工業管理技術	2～8		マーケティング	2～6
	環境工学基礎	2～4		商品開発	2～4
	機械工作	2～8		広告と販売促進	2～4
	機械設計	2～8		ビジネス経済	2～4
	原動機	2～4		ビジネス経済応用	2～5
	電子機械	2～6		経済活動と法	2～5
	電子機械応用	2～4		簿記	2～8
	自動車工学	2～8		財務会計Ⅰ	2～5
	自動車整備	4～8		財務会計Ⅱ	2～5
	電気基礎	2～10		原価計算	2～5
	電気機器	2～6		管理会計	2～4
	電力技術	2～8		情報処理	2～4
	電子技術	2～6		ビジネス情報	2～4
	電子回路	2～8		電子商取引	2～4
	電子計測制御	2～6		プログラミング	2～4
	通信技術	2～6		ビジネス情報管理	2～4
	電子情報技術	2～6			

教科	科目	標準単位数
家庭	生活産業基礎	2
	課題研究	2～6
	生活産業情報	2～6
	消費生活	2～4
	子どもの発達と保育	2～6
	子ども文化	2～8
	生活と福祉	2～8
	リビングデザイン	2～8
	服飾文化	2～4
	ファッション造形基礎	2～6
	ファッション造形	4～10
	ファッションデザイン	2～14
	服飾手芸	2～8
	フードデザイン	2～8
	食文化	1～2
	調理	4～16
	栄養	2～4
	食品	2～4
	食品衛生	2～6
	公衆衛生	2～6
看護	基礎看護	2～11
	人体と看護	2～8
	疾病と看護	2～7
	生活と看護	2～7
	成人看護	2～6
	老年看護	2～4
	精神看護	2～4
	在宅看護	2～4
	母性看護	2～4
	小児看護	2～4
	看護の統合と実践	2～4
	看護臨地実習	10～21
情報	看護情報活用	2～4
	情報産業と社会	2～4
	課題研究	2～10
	情報の表現と管理	2～4
	情報と問題解決	2～4
	情報テクノロジー	2～4
	アルゴリズムとプログラム	2～8
	ネットワークシステム	2～6
	データベース	2～6
	情報システム実習	3～8
	情報メディア	2～6
	情報デザイン	2～6
	表現メディアの編集と表現	2～8
	情報コンテンツ実習	3～8
福祉	社会福祉基礎	2～6
	介護福祉基礎	2～6
	コミュニケーション技術	2～4
	生活支援技術	4～12
	介護過程	2～6
	介護総合演習	2～6
	介護実習	4～16
	こころとからだの理解	2～12
	福祉情報活用	2～4

教科	科目	標準単位数
理数	理数数学Ⅰ	4～8
	理数数学Ⅱ	9～14
	理数数学特論	2～9
	理数物理	4～8
	理数化学	4～8
	理数生物	4～8
	理数地学	4～8
	課題研究	1～6
体育	スポーツ概論	2～6
	スポーツⅠ	2～6
	スポーツⅡ	2～6
	スポーツⅢ	2～6
	スポーツⅣ	2～6
	スポーツⅤ	2～4
	スポーツⅥ	2～4
	スポーツ総合演習	2～6
音楽	音楽理論	2～9
	音楽史	2～4
	演奏研究	1～4
	ソルフェージュ	2～12
	声楽	2～12
	器楽	2～15
	作曲	2～6
美術	鑑賞研究	1～3
	美術概論	1～6
	美術史	1～6
	素描	2～12
	構成	2～12
	絵画	2～20
	版画	2～6
	彫刻	2～20
	ビジュアルデザイン	2～20
	クラフトデザイン	2～20
	情報メディアデザイン	2～12
	映像表現	2～12
	環境造形	2～6
	鑑賞研究	2～6
英語	総合英語	6～12
	英語理解	3～6
	英語表現	3～6
	異文化理解	2～6
	時事英語	2～6

